

## 意見書第 1 号

### ニホンザル被害防止対策の充実を求める意見書（案）

地方自治法第112条及び湯河原町議会会議規則第14条第 2 項の規定により、別紙のとおり意見書を提出します。

令和 7 年 6 月 18 日 提出

湯河原町議会議長 村 瀬 公 大 様

|     |          |     |     |     |
|-----|----------|-----|-----|-----|
| 提出者 | 湯河原町議会議員 | 石   | 井   | 温   |
| 賛成者 | 同        | 山   | 本   | 俊 明 |
|     | 同        | 善   | 本   | 真 人 |
|     | 同        | 松   | 野   | 洋 一 |
|     | 同        | 熊   | 谷   | 照 男 |
|     | 同        | 上   | 田   | 尚 彦 |
|     | 同        | 笠   | 原   | 進   |
|     | 同        | 土   | 屋   | 誠 一 |
|     | 同        | 村   | 瀬   | 公 大 |
|     | 同        | 室   | 伏   | 寿美夫 |
|     | 同        | 松   | 井   | 一 寿 |
|     | 同        | 渡   | 辺   | 久 子 |
|     | 同        | 早乙女 | 智 子 |     |
|     | 同        | 貴 田 | 太 史 |     |

#### （提案理由）

湯河原町のニホンザルによる被害は、T 1 群によってもたらされており、その被害は、年々深刻化しています。

その被害は人的及び作物等の略奪、建物や車等の器物破損などが確認されており、住民に多大な生活被害を与えている状況です。また、本町は観

光を基幹産業とする温泉地であり、観光客への影響も懸念されます。

これらの状況を踏まえ、被害防除対策を実施しているものの、効果的対策が見込めない状況にあります。

この状況を受け、地元議会として早急な対応が必要と再認識しましたので、ニホンザルT1群の全頭捕獲を前提に特段の措置を講じられるよう、本意見書を提出するものです。

## ニホンザル被害防止対策の充実を求める意見書（案）

湯河原町のニホンザルによる被害は、宮下・城堀地区の市街地エリアや温泉場・宮上地区の温泉場エリア、吉浜・鍛冶屋地区の農地等を中心に、T1群によってもたらされており、その被害は、年々深刻化しています。

T1群による被害は、威嚇・噛みつかれる・追いかけられる・体に乗りにかけられるなどの人的被害、作物等の略奪被害、建物や車等の器物破損などが確認されており、登下校時の児童・生徒や高齢者をはじめとする住民に多大な生活被害を与えている状況です。

また、本町は観光を基幹産業とする温泉地であり、旅館などの宿泊施設が多くあることから、ニホンザルによる被害によって観光客への影響も懸念されます。

これらの状況を踏まえ、現在までニホンザルの被害防除対策として、町職員や追い払い協力隊による加害個体の捕獲や群れの追い上げを行い、被害の減少を目指してきました。しかし、本町では、住宅地及び耕作地と山間地が近く、ニホンザルの生活圏と人間の生活圏の棲み分けを行うことは難しい状況であり、ニホンザルの逃げ場、泊まり場となる山林が市街地を囲んでいることから、立地的に対策が困難で、効果的対策が見込めない状況にあります。

この状況を受け、地元議会として早急な対応が必要と再認識いたしましたので、ニホンザルT1群の全頭捕獲を前提に特段の措置を講じられますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年6月18日提出

（提出先）

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県足柄下郡湯河原町議会  
議長 村 瀬 公 大